

# 軽自動車税の減免制度

市役所税務課 ☎ 055-948-2918

身体などに障がいのある人や身体障がい者用の軽自動車対象です。減免は、障がい者1人につき1台に限ります。また、普通自動車と重複して減免を受けることはできません。

## 【軽自動車税の減免対象車両】

- ・障がい者本人が所有し、かつ、使用する軽自動車
- ※所有とは、生計を一にする人が所有する場合も含まれます。
- ※使用とは、生計を一にする人または常時介護する人が使用する場合も含まれます。
- ・車両構造が身体障がい者用の軽自動車



## 平成 29 年度 軽自動車税減免申請の受付

申請期間／5月8日(月)～31日(水) (土・日を除く)  
8:30～17:15

申請場所／税務課 (伊豆長岡庁舎)  
※葦山・大仁支所では受付できません。ご注意ください。

その他／平成 28 年度に軽自動車税の減免を受けている人で、車両の廃車や名義変更などを行っていない場合は4月下旬に「現在現況報告書(減免申請書)」を送付します。  
※持ち物や対象となる障がいの範囲などについての詳細は、直接問い合わせください。



## 女性の自主的な学習活動を支援

### 女性学習支援費事業補助金

地域社会の健全な発展を目的に、自主学習活動を行う市内の女性団体などに対して補助金を交付します。

#### 【補助対象期間】

4月1日～平成30年3月31日

#### 【補助金額】

1団体あたり上限5万円

#### 【補助金の用途】

講師謝礼、消耗品、印刷製本費、通信運搬費、保険料、委託料、使用料、賃借料など

#### 【応募できる団体の要件】

次に掲げる事項を全て満たす必要があります。

1. 営利を目的とせず、自主的に公益的な活動を行う団体(NPOを含む)、市民活動団体、ボランティアグループなどであること
2. おおむね5人以上の会員で組織していること
3. 会計処理が適切に行われていること

#### 【応募方法・提出期限】

4月21日(金)までに「伊豆の国市女性学習支援事業費補助金交付要綱」を確認のうえ、書類を地域づくり推進課(伊豆長岡庁舎)に持参、または郵送で提出してください。要綱、様式は市ホームページ、地域づくり推進課窓口で取得できます。  
※詳細は直接問い合わせください。

#### 【審査】

申請があった全ての事業内容について審査し、補助金の交付団体を決定します。

市役所地域づくり推進課

〒410-2292

伊豆の国市長岡340-1

☎ 055(948)1412



## 証明書コンビニ交付

取得できる「コンビニが増えました！」  
昨年7月から開始した証明書のコンビニ交付について、4月からはミニストップでも証明書を取得できるようになります。ぜひご利用ください。  
マイナンバーカードを利用して、住民票、印鑑登録証明書、戸籍、税証明書などを、全国のコンビニエンスストアなどで取得できます。手数料は市役所窓口での交付時と同額です。

申請は15分ほど 手数料は無料  
申請してください！

### マイナンバーカード

「写真つきの身分証がない」「e-taxで確定申告したい」という人は、ぜひマイナンバーカードを申請してください。市民課(伊豆長岡庁舎)で申請を行うと、手続きは約15分で完了します。  
※詳細は問い合わせください。  
※申請して市役所にカードが届くまで、1カ月ほどかかります。

市役所市民課

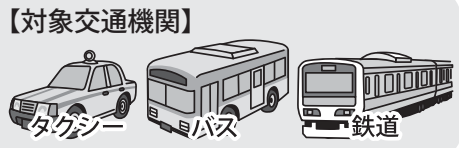
☎ 055(948)2901

## 継続「福祉タクシー・バス・鉄道利用券」 新規「高齢者等に対するバス・鉄道利用券」を交付します

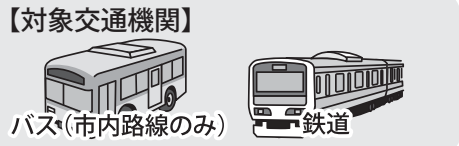
高齢者(75歳以上)と重度障がい者の皆さんが、外出する機会を多く持つことで、積極的に社会参加していただくことを目的に、平成29年度「福祉タクシー・バス・鉄道利用券」を交付します。また、市内で定時運行している路線バス・鉄道の利用を推進するため「高齢者等に対するバス・鉄道利用券」を新たに交付します。

## ○ 内容 (種類により、利用できる交通機関が異なります。ご注意ください)

【福祉タクシー・バス・鉄道利用券】  
タクシー・バス・伊豆箱根鉄道駿豆線の乗車運賃の助成  
(100円分の利用券×100枚＝10,000円分を交付)



【高齢者等に対するバス・鉄道利用券】  
市内の路線バス・伊豆箱根鉄道駿豆線の乗車運賃の助成  
(50円分の利用券×100枚＝5,000円分を交付)



## 「福祉タクシー・バス・鉄道利用券」「高齢者等に対するバス・鉄道利用券」共通

対象者／  
平成29年4月1日現在、市内の住民基本台帳に記録されていて、次のいずれかに該当し、長期入院、施設入所をしていない人  
①昭和17年4月1日以前に生まれた人  
(年度途中で75歳になっても交付対象になりません)  
②身体障害者手帳1・2級を持っている人  
③療育手帳Aを持っている人  
④精神障害者保健福祉手帳1・2級を持っている人

持ち物／  
・窓口へ申請に来る人の印鑑、本人確認書類(免許証など)  
・対象者の後期高齢者医療被保険者証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、マイナンバーカードのうちのいずれか

申請期間／4月3日(月)～平成30年3月30日(金)  
(祝日を除く月曜日から金曜日まで)

申請場所／  
①大仁庁舎特設窓口  
②あやめ会館特設窓口  
③葦山支所特設窓口(葦山農村環境改善センター内)  
時間はすべて8:30～16:30

※5月以降は①のみの受付となります。

「福祉タクシー・バス・鉄道利用券」について  
市役所長寿福祉課 ☎ 0558-76-8011  
市役所障がい福祉課 ☎ 0558-76-8007  
「高齢者等に対するバス・鉄道利用券」について  
市役所政策推進課 ☎ 055-948-1413